国産農産物消費拡大対策事業実施要綱

制 定 2 7 食 産 第 5 5 1 6 号 平 成 2 8 年 4 月 1 日 農林水産事務次官依命通知

改正 平成28年10月11日 28食産第2723号 改正 平成29年3月31日 28食産第6106号 改正 平成30年3月28日 29食産第5420号

第1 趣旨

人口減少、少子高齢化等により国産農産物等の需要の低下が懸念されている。その一方で、今後、特に経済成長が目覚ましい新興国を中心に世界の食の市場規模は大きく拡大していくことが見込まれている。

こうした国内外の社会・経済的環境の変化を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)や新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)に基づき、国内においては、和食文化の継承をはじめとした食育活動、地産地消など国産農産物等の消費拡大に向けた活動及び機能性食品など健康に着目した新たな食市場の開拓を推進するとともに、国産農産物等の大きな需要先である外食・中食産業の生産性の向上等の促進を図ることが重要となっている。

本事業は、こうした国産農産物等の新たな需要の開拓に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2目的

日本食・食文化の魅力発信等を通じて、国産農産物等の新たな需要開拓を進めるとともに、国産農産物等の魅力に関する理解の向上を図り、もって国産農産物等の消費拡大を図ることを目的とする。

第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

事業の採択基準については、食料産業局長が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、 食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更(食料産業局長が別に定める重要なものに限る。)又は中止若 しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、食料産業局長に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、食料産業局長に対し、 当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 食料産業局長は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施 主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長が別に定めるところにより、 交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納 付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は 指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」(平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知)に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長が 別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱(平成25年5月16日付け25政第32号)は、 廃止する。なお、廃止前の同要綱により平成27年度までに又はその翌年度以後に繰り越 して実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 国産農畜産物・食農連携強化対策事業(食育推進事業)実施要領(平成20年4月1日 付け19消安第14410号)は、廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに 実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
国産農産物消費拡 大対策事業		
国産農産物消費拡 大事業		
(1) 日本の食消費 拡大国民運動 推進事業	学校等の施設給食への地場産農林水産物の利用拡大を促進するためのコーディネーター等の専門的な人材の育成、派遣等を実施する。	(1) 食料産業局長が別に定める者から公募により 選定された団体
(2) 健康な食生活 を支える地域 ・産業づくり 推進事業	1 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するための行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関(医学、栄養学等)及び消費者等で構成する地域協議会の取組を行う。	(2) 食料産業局長が別に定める者から公募により 選定された団体
	2 食産業における機能性農産物活用促進事業 (1)活用促進人材育成事業 小売事業者等を対象とした機能性表示 食品制度を活用した農産物・食品等の理 解向上を図るためのセミナー等を実施す る。 (2)ビッグデータ等活用促進事業 食習慣情報等のビッグデータを活用し たサービスに役立てるプログラム開発を 行う。	